

春日井市新型コロナウイルス感染症対応経営支援事業  
新規事業・業態転換等支援補助金申請マニュアル

令和 2 年 5 月  
春日井商工会議所

## 1. 補助内容

中小事業者等の雇用の確保及び事業の継続性の向上の観点から、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する新規事業・業態転換等の取組みに対し要した経費を補助します

## 2. 対象者

市内で事業を営む中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人

## 3. 対象要件

- ◇ 市内にて事業所を有し、事業を営んでいる事
- ◇ 市内で事業を営む中小企業者個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること
- ◇ 新型コロナウイルス感染症への対応として、既存事業の他、新事業(拡充含む)や業態転換の取組み等に要した経費であること
- ◇ 事業実施期間(令和2年4月1日～令和2年12月31日)に実施・完了した取組みであること
- ◇ 事業実施期間において、事業を継続していること

## 4. 補助額

補助対象経費の 50% 上限50万円 予算 5,000 万円

但し、春日井商工会議所会員は、80% 上限 80 万円

※1 申請は、原則1事業者1回限り。但し1申請内に複数事業の申請は可

## 5. 対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応するための新規事業の展開や業態転換の取組み等に必要な報償費、需用費(消耗品費及び印刷製本費に限る。)、役務費、広告宣伝費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金等対象経費は、令和2年4月1日までの遡及申請可

例) 広報費: チラシ作成費、HP 作成・改修費、タウン誌等掲載料

機械設備: 配達用バイク、新商品製造のための機械設備

改装費: 新事業・業種転換等のための店舗改装費、お客様対応のための感染症対策のための店舗改装費

委託費: OEM による試作開発の委託費

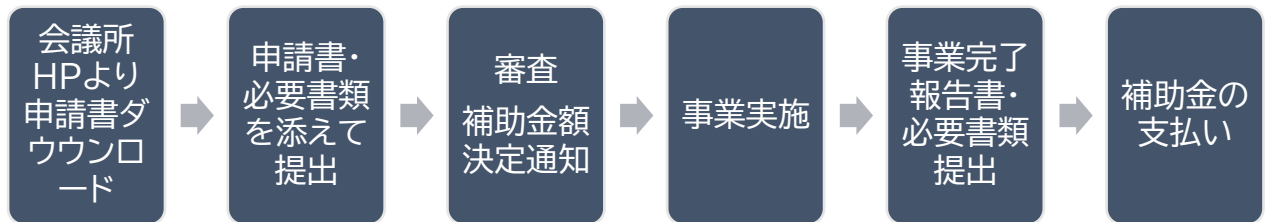
消耗品: テイクアウトなど拡充のための弁当容器代、お客様対応のための飛沫パーテーション\*やマスク(従業員分のみ)\*、消毒液\*の購入

\*の経費については、小売業・宿泊業・飲食・サービス業・生活関連サービス業・娯楽業に限る。

※他補助金との、同一経費の申請はできません。

## 6. 申請手続き

### ①流れ



※4月1日分より遡及申請が可能のため、既に完了している場合には、申請と完了報告を同時に申請頂く事も可能です

### ②受付期間

令和2年5月26日～令和2年7月31日まで

※原則、先着順(予算に達し次第締切)

### ③申請に必要な書類

【申請時】様式1)新規事業・業態転換等支援補助金申請書

実施する事業にかかる見積書・カタログ

営業許可書(非会員のみ)

【請求時】様式3)新規事業・業態転換等支援補助金事業完了報告書・請求書

要した経費の領収書(写)

実施した事業の写真(例)店舗改装後の写真、購入した容器の写真

### ④申請方法

上記③必要書類を添えて、会議所へ持参又は郵送下さい

【申請時】

受領後、審査の上、決定通知を送付します。(約2週間)

申請(交付決定)後、事業内容に変更が生じた場合には、変更申請が必要

【請求時】

事業完了後、速やかに申請下さい

※4月1日分より遡及申請が可能のため、既に完了している場合には、申請と完了報告を同時に申請頂く事も可能です

### ⑤支払い方法

事業完了後、上記③請求時必要書類を受領後、書類に不備がない場合、約2週間で指定口座へ振込ます

## ⑥その他

補助対象事業者が虚偽申請、その他不正な手段により補助金を受け取った場合には、補助金を返還頂く事があります

詳細は、公募要領を確認下さい

## 7. 申請書の提出先・問合せ先

春日井商工会議所 事業推進課

〒486-8511 春日井市鳥居松町5-45

TEL(0568)81-4141 FAX(0568)81-3123

HP:[https:// www.kcci.or.jp/corona.html#sintenkan](https://www.kcci.or.jp/corona.html#sintenkan)

Mail:[master@kcci.or.jp](mailto:master@kcci.or.jp)